

董仲舒「賢良对策」の信頼性について

深川 真樹

はじめに

前漢の武帝（前一五六―前八七）は在位（前一四一―前八七）初期にしばしば策試を実施し、広く優秀な人材を求めた。董仲舒⁽¹⁾はその対策者の一人で、賢良として策試に参加し、所謂「賢良对策」⁽²⁾で武帝の策問⁽³⁾に奉答した。儒学は漢代に朝廷公認の教学となり隆盛したが、多くの中国哲学・思想研究者はその端緒を、武帝が「对策」中の提議を採択し、儒学一尊を公認し実行したことだと考えてきた。⁽⁴⁾ こうした漢代における儒学興隆、所謂「儒教国教化」⁽⁵⁾を董仲舒及びその「对策」の功績とする通説の根拠は、『漢書』董仲舒伝に見える以下の記述である。

仲舒の対册するに及び、孔氏を推明し、百家を抑黜す。學校の官を立て、州郡茂材・孝廉を擧げるは、皆仲舒自り之を發す。⁽⁶⁾

ただ東洋史研究者により、この記述は史実を反映したのではなく、それゆえ董仲舒及びその「対策」に「儒教国教化」の功績を帰することはできないと、通説は厳しく批判されている。⁽⁷⁾ 通説批判の考証は緻密であり、通説が根拠とする『漢書』董仲舒伝の董仲舒称揚が、史実を反映したものでないことは確かであろう。ただそこに列挙された儒学政策そのものは、一応、全て武帝期に実行されたものと見られる。とすれば、漢代における儒学興隆が董仲舒及びその「対策」の功績ではないにせよ、そうした儒学政策の実行を儒学興隆の指標とするならば、武帝期に「儒教国教化」がなされたことになるはずである。

しかし現在、武帝期に「儒教国教化」がなされたと考える東洋史研究者はほとんどいないようである。それだけでなく、「儒教国教化」問題、すなわち儒学はいつ漢朝に公認され、特別な地位を獲得したのかという問題は、半世紀近く議論されているにもかかわらず、未だに決着していない。⁽⁸⁾ その最大の原因は、保科季子氏の指摘するように「どういう状態になったら「国教化」されたと言えるのか、論者ごとに定義が異なり、まさしく研究の数だけ「国教化」がある、と云うべき有様⁽⁹⁾」だからだと考えられる。

董仲舒及びその「対策」の「儒教国教化」への関与が否定されるのに関連して、一般に董仲舒本人の対策文と見なされてきた『漢書』董仲舒伝所載の「対策」も、その真偽が問題とされている。これをめぐる議論の中には、説得力のある意見も存在するが、なお再考を要する点もあるように思われる。そこで本稿では、「対策」の真偽問題に関する先行研究を整理・検討するとともに、「対策」の信頼性について考察を試みたい。

一、先行研究の成果とその検討

(一) 平井正士氏の研究とそれをめぐる議論

上述の通説に初めて疑問を提出したのは、平井正士氏である。⁽¹⁰⁾ 平井氏は古来の難問である「対策」の年代問題から出発し、「制策」と「対策」を検討して、いくつかの重要な問題を顕在化させた。「対策」の信頼性という本稿の主題からすれば、その中で特に重要なのは第二次「対策」の真偽問題である。第二次「対策」中に、次のような部分がある。

今陛下は天下を并有し、海内は率服せざるは莫く、廣く覽て兼あわせ聽き、羣下の知を極め、天下の美を盡くし、至徳昭然として、方外に施せり。夜郎・康居は、殊方萬里なれども、徳を説びて誼に歸す。此れ太平の致りなり。⁽¹¹⁾

平井氏は「夜郎」から「誼に歸す」までの一文に注目し、第二次「対策」に疑問をもった。そして「康居の漢朝に閔知されたのは張騫の帰還した年—元朔三年の中頃—以後でなければならぬ」ことから、この文が「年代考察上の他の諸点」と矛盾すると考えた。⁽¹²⁾ さらにこの文の解決に関連して、第二次「対策」の真偽問題に論及し、「かうした二三の疑念を一挙にして霽らすにはこの対策を挙げて凡て後人の擬作と仮想する外はない。」とも述べている。⁽¹³⁾

平井氏は第二次「対策」を後人の擬作と断定してはいないが、擬作説に傾いているとは言える。福井重雅氏は平

井氏の論考に注目し、「このすぐれた文献批判の成果を認める限り、第二策をもって董仲舒の原文とすることは事実上不可能となる」としている。⁽¹⁴⁾

しかし第二次「対策」の擬作説には反対意見も存在する。佐川修氏は「至徳昭然、施於方外」という句をうけて、北方異域の康居を後人が竄入した」と見なし、「康居の片句に対する疑問に発して、第二次対策を否定しようとする平井氏の説は行き過ぎではなかるうか。」と擬作説を批判した。⁽¹⁵⁾ また浅野裕一氏は「今陛下は天下を并有し」から「此れ太平の致りなり」までの部分に対応する策問事項が、「そもそも武帝の制策中には、何一つ存在しない」ことを指摘する。そしてこれによって当該部分は「この対策本来の文章ではなく、後に挿入された別文」と判断できるとし、他の部分を董仲舒の対策文と見なして第二次「対策」の考察を進めている。⁽¹⁶⁾

佐川氏と浅野氏は、いずれも問題の箇所を後人により挿入されたものとし、他の部分を董仲舒の対策文と見なしている。富谷至氏も平井氏の擬作説には反対するが、佐川氏や浅野氏とは異なり、問題の部分も董仲舒の文だと考える。すなわち、『史記』と『漢書』の司馬相如伝に収められた「巴蜀の民に諭告」する檄文中の、「康居・西域は、譯を重ねて朝を請い、稽首して來享す。」という記載に注目し、問題の箇所を董仲舒の「誇飾し」た文として、第二次「対策」を全て董仲舒の対策文だと見なすのである。⁽¹⁸⁾

以上のように、平井氏の論文は第二次「対策」の真偽問題を顕在化させ、それに関する議論を生み出した。これまでの議論では、平井氏が疑問をもった康居の「説徳歸誼」を含む問題部分を、どう処理するかに関心が集中している。それは平井氏の研究で示唆されているように、その部分の性質が第二次「対策」の真偽を左右するからであ

る。それゆえ本稿でも、後節でこれについて検討しなければならない。

(二) 福井重雅氏の研究とその検討

また以上の議論とは別に、福井氏は「対策」について大規模な考察を行い、「対策」中に董仲舒に関係する対策文でない部分が存在すると指摘した。

福井氏が大規模な「対策」の考察を行うのは、『漢書』董仲舒伝に「対策」が「存在すればこそ、漢代の儒学における董仲舒の存在が、一躍、脚光を浴び、名実ともに彼を儒学の確立者とする評価が決定することになる」のだが、『漢書』には数多くの不可解な記事が散在し、全面的にそれを信用することはできないばかりが少なくないからである。「董仲舒の実像を伝え残す史料は、あくまでも『史記』董仲舒伝であって、やはり『漢書』董仲舒伝は董仲舒の虚像を映し出す史料」であり、「対策」はその虚像形成に決定的な意味をもつ疑わしい史料なので、「根本的に再検討を加え」なければならぬ⁽¹⁹⁾のである。

そこで福井氏は、まず漢代の対策文に一定の書式があると推定し、疑わしい史料である「対策」を除外した、『漢書』に見える三つの対策文を検討して、それらから「条奏」など漢代対策文の形式を帰納した⁽²⁰⁾。次いでその形式を基準に「対策」を検証し、「対策」には漢代対策文の書式に合わない部分があり、同時にその部分にだけ不可解で不合理な内容が存在していると考えた。そして「対策」の中で、その形式に合う部分を「董仲舒に関係する対策文」、合わない部分を「別個の資料から引用された文章」と見なした⁽²¹⁾。

ただこうした福井氏の研究には、吉永慎二郎氏の批判がある。第二次「対策」について、吉永氏は平井氏の見解を受け入れ、疑義があることを認める。しかし『漢書』五行志所載の董仲舒の「対策草案」を基準に検討すれば、「第一・第三対策についてはこれを董仲舒本来の対策でないとする論拠は全く成立し難い」と、福井氏の見解に反対している。⁽²²⁾

班固が『漢書』董仲舒伝で、董仲舒の功績でないことをその功績として称揚しているのは、確かなことだと思われる。とすれば、董仲舒の称揚と深く関わっている「対策」に、「根本的に再検討を加え」なければならぬという福井氏の考えには、首肯する以外にない。そして対策文に「条奏」の規則があったという福井氏の考証は、『漢書』の宣帝紀・元帝紀・翼奉伝などの記載によっても裏づけられており、説得力がある。「条奏」が漢代の対策文に必須の形式であったことを受け入れれば、「対策」中にそれに合わない部分が存在することを認めないわけにはいかない。

ただ他の規則に関しては、「条奏」の場合のような裏づけが見られない。それゆえ「条奏」以外の規則が漢代の対策文の筆法として存在していたのは認め得るとしても、それらが「対策文に必須の体裁」⁽²³⁾だったとまでは言い切れないように思われる。また「対策」に漢代対策文の形式に合わない部分が存在するのは確かだとしても、「対策」が不可解で不合理な内容を含んでいるのか、さらには「別個の資料から引用された文章」なのかは、各「対策」の内容や、各「対策」間及び「制策」と「対策」の関連性などを、より慎重に吟味してから判断するべきだと考えられる。というのは、福井氏の論考には、例えば以下のような反論もできるからである。

福井氏は現今を問題とし、武帝や官僚を直接批判する「過激な発言」が、「漢代における一定の対策の書式や文体に合致しない」、「疑問視される対策の文中」にのみ存在することを指摘する。そして「対策」中の「過激な発言」を含む部分について、「元来、董仲舒自身によつて呈上されたものではなく、武帝以後のある時点において、第三者によつて作成されたものと考えざるべきではなからうか。」と述べている。⁽²⁴⁾

しかし「過激な発言」が含まれる部分を、「第三者によつて作成されたもの」と考えるべき十分な事情はない。『漢書』五行志中、董仲舒が漢代の災異を解釈している唯一の文は、一般に『史記』儒林列伝に見える董仲舒の「災異之記」と見なされ、福井氏もそう考えている。⁽²⁵⁾この文は上奏前の草稿で、「過激な発言」を含み、筆禍の原因となつた。⁽²⁶⁾つまり董仲舒は上奏文の草稿として、刑死しかねないほど「過激な発言」を準備する人物だったわけである。このことからすれば、「対策」中の「過激な発言」は董仲舒のものと考えてもよいのではないだろうか。他にも、第三次「対策」には次のようにある。

古は教訓の官を修め、……今世は廢して脩めず、以て民を化する亡く、民以て故に誼を行ふを棄てて財利に死し、是を以て法を犯して罪多く、一歳の獄は萬千を以て數う。⁽²⁷⁾

これは「暗鬱な世相を剔出する言辞」⁽²⁸⁾であり、「過激な発言」と見なしてよいであろう。そしてこの一文は、福井氏が「董仲舒に係する対策文」と認定する部分に見えている。つまり「対策」中対策文の書式に合うとされる部分にも、「過激な発言」は存在する。以上のことからすれば、「過激な発言」を含む部分を「武帝以後のある時点において、第三者によつて作成されたもの」とする福井氏の推論には、成立する余地がない。

以下では本節で見えてきた先行研究をふまえつつ、各「対策」の内容や、各「対策」間及び「制策」と「対策」の関連性などから、改めて「対策」の信頼性を検討してみたい。

二、第一次「対策」の検討

平井氏は上述の研究の中で、「制策」と「対策」とを検討し、第二次の「制策」・「対策」を、第一次・第三次の「制策」・「対策」と「連絡のない孤立遊離したもの」だと考えた。⁽²⁹⁾ 平井氏の指摘は的確で説得力があり、第二次「対策」の擬作説を採らない佐川氏・富谷氏・浅野氏も、この見解には従っている。「漢書」の記載を信頼して、第二次「制策」・「対策」が第一次・第三次「制策」・「対策」の間に行われたと見るのは、今や不可能である。そこで本稿も平井氏の卓見に従い、第一次「制策」・「対策」と第三次「制策」・「対策」は連続していると前提して、「対策」の信頼性について考察したい。

本節では第一次「対策」を検討する。以下に第一次の「制策」全文と「対策」の主に本節の検討に係る原文を示す。「対策」の各部分末尾のアルファベットは、その部分に対応すると考えられる「制策」の部分を表す。

第一次「制策」

(a) 制曰、朕獲承至尊休德、傳之亡窮、而施之罔極、任大而守重、是以夙夜不皇康寧、永惟萬事之統、猶懼有闕。故廣延四方之豪雋、郡國諸侯公選賢良修絜博習之士、欲聞大道之要、至論之極。今子大夫竊然爲舉首、朕甚嘉之。

子大夫其精心致思、朕垂聽而問焉。

(b) 蓋聞五帝三王之道、改制作樂、而天下洽和、百王同之。當虞氏之樂莫盛於韶、於周莫盛於勺。聖王已沒、鐘鼓箏絃之聲未衰、而大道微缺、陵夷至虐桀紂之行、王道大壞矣。

(c) 夫五百年之閒、守文之君、當塗之士、欲則先王之法以戴翼其世者甚眾、然猶不能反、日以仆滅、至後王而後止、豈其所持操或詐繆而失其統與。

(d) 固天降命不可復反、必推之於大衰而後息與。

(e) 烏虜、凡所爲屑屑、夙興夜寐、務法上古者、又將無補與。

(f) 三代受命、其符安在。

(g) 災異之變、何緣而起。

(h) 性命之情、或夭或壽、或仁或鄙、習聞其號、未燭厥理。

(i) 伊欲風流而令行、刑輕而姦改、百姓和樂、政事宣昭、何脩何飭而膏露降、百穀登、惠潤四海、澤臻中木、三光全、寒暑平、受天之祜、享鬼神之靈、惠澤洋溢、施虐方外、延及羣生。

(j) 子大夫明先聖之業、習俗化之變、終始之序、講聞高誼之日久矣、其明以諭朕。「A」科別其條、勿猥勿并、

「B」取之於術、慎其所出。乃其不正不直、不忠不極、枉于執事、書之不泄、興于朕躬、毋悼後害。子大夫其盡心、靡有所隱、朕將親覽焉。

第一次「對策」

- (1) 陛下發德音、…… (a)
- (2) 臣謹案春秋之中、……以此見天心之仁愛人君而欲止其亂也。自非大亡道之世者、天盡欲扶持而全安之、事在彊勉而已矣。彊勉學問、則聞見博而知益明、彊勉行道、則德日起而大有功、此皆可使還至而立有效者也。詩曰「夙夜匪解」、書云「茂哉茂哉」、皆彊勉之謂也。(a)
- (3) 道者、所繇適於治之路也、…… (b)
- (4) 夫人君莫不欲安存而惡危亡、…… (c)
- (5) 夫周道衰於幽厲、非道亡也、幽厲不繇也。至於宣王、思昔先王之德、興滯補弊、明文武之功業、周道粲然復興、詩人美之而作、上天祐之、爲生賢佐、後世稱誦、至今不絕。此夙夜不解、行善之所致也。(e)
- (6) 孔子曰「人能弘道、非道弘人」也。故治亂廢興在於己、非天降命不可得反、其所操持諄謬失其統也。(c)
- (d)
- (7) 臣聞天之所大奉使之王者、…… (f)
- (8) 及至後世、…… (g)
- (9) 臣聞命者天之令也、…… (h)
- (10) 臣謹案春秋之文、……爲政而任刑、不順於天、故先王莫之肯爲也。今廢先王德教之官、而獨任執法之吏治民、母乃任刑之意與。孔子曰、「不教而誅謂之虐。」虐政用於下、而欲德教之被四海、故難成也。(i)

(11) 臣謹案春秋謂二元之意、……故爲人君者、正心以正朝廷、正朝廷以正百官、正百官以正萬民、正萬民以正四方。四方正、遠近莫敢不壹於正、而亡有邪氣奸其聞者。是以陰陽調而風雨時、羣生和而萬民殖、五穀孰而中木茂、天地之間、被潤澤而大豐美、四海之內、聞盛德而皆徠臣、諸福之物、可致之祥、莫不畢至、而王道終矣。(i)

(12) 孔子曰、「鳳鳥不至、河不出圖、吾已矣夫。」自悲可致此物、而身卑賤不得致也。今陛下貴爲天子、富有四海、居得致之位、操可致之勢、又有能致之資、行高而恩厚、知明而意美、愛民而好士、可謂誼主矣。然而天地未應而美祥莫至者、何也。凡以教化不立而萬民不正也。……自古以徠、未嘗有以亂濟亂、大敗天下之民如秦者也。其遺毒餘烈、至今未滅、使習俗薄惡、人民隳頽、抵冒殊扞、孰爛如此之甚者也。孔子曰、「腐朽之木不可彫也、糞土之牆不可圻也。」今漢繼秦之後、如朽木糞牆矣、雖欲善治之、亡可柰何。……今臨政而願治七十餘歲矣、不如退而更化、更化則可善治、善治則災害日去、福祿日來。詩云、「宜民宜人、受祿于天。」爲政而宜於民者、固當受祿于天。夫仁・誼・禮・知・信、五常之道、王者所當脩飭也。五者脩飭、故受天之祐、而享鬼神之靈、德施于方外、延及羣生也。

(i)

(1) は「対策」の前文であり、(a) に対応している。また(2)の内容は、王道の興隆と衰亡が人君の努力次第であることを説明するもので、第一次「制策」の質問全体に関わっており、文中には「夙夜解るに匪ず」ともある。こうした内容と措辞は(a)に対応しているのではないだろうか。とすれば、(2)は(1)に続く「対策」の前文だと考えられる。「臣謹んで春秋の中を案じ」から「此れを以て天心の人君を仁愛して其の亂を止めんと欲

するを見るなり」まででは、「春秋」にもとづいて災異思想が述べられ、それが人君の努力の重要さの論拠となっている。これは「B」の「之を術より取り、其の出る所を慎め」、すなわち学術的な根拠にもとづき意見を述べよ、という武帝の要求に応じたものだと考えられる。⁽³⁰⁾

(3)・(4)・(5)・(6)・(7)・(8)・(9)の内容は、それぞれ(b)・(c)・(e)・(d)・(f)・(g)・(h)の策問に対応している。これらの部分では「条奏」の規則がほぼ守られており、基本的に董仲舒の対策文だと見て問題ないであろう。⁽³¹⁾

(10)・(11)及び(12)の内容は一貫して教化の重要さと効用を述べたもので、(i)の策問に対応していると考えられる。⁽³²⁾(10)は為政の原理は刑罰ではなく道徳的な教化であり、「虐政を下に用いて、徳教の四海を被うを欲す、故に成り難きなり。」と、(i)の「膏露降り、百穀登り、恵四海を潤し、澤中木に臻り」以下の状態は、徳教によつてこそ実現されることを述べる。(11)では人君の「心を正す」という道徳的な実践から、「萬民を正す」という道徳的な教化が達成され、さらには(i)の状態が実現することが言われる。こうした(10)と(11)の内容は、それぞれ「臣謹んで春秋の文を案ずるに」、「臣謹んで春秋の一元を謂うの意を案ずるに」で始まる『春秋』解釈を論拠としている。これも春秋公羊学者である董仲舒が、「B」の要求に応え、学術的な根拠を示したものだと考えられる。

(10)と(11)は『春秋』解釈にもとづく一般論が中心である。(12)ではこれに続けて、「今陛下は貴くも天子と爲り、……誼主と謂う可し。然り而して天地未だ應ぜずして美祥至ること莫きは、何ぞや。」とあるように、(i)

への直接的な回答がなされる。その回答は「凡そ教化立たずして萬民正しからざるを以てなり」と、(10)・(11)と同様に教化の重要さを強調するものである。さらに(12)は、秦の暴政を経た現今は「習俗は薄悪、人民は臆頑にして、抵冒し殊并す⁽³³⁾」という状態にあり、「善治」するには人民を「更め化」さなければならぬと述べ、「更め化」し「善治」すれば「災害日に去り、福祿日に來たる」としている。「夫仁・誼・禮・知・信」以下が(i)に対応していることは、そこに(i)の文章が引用されていることから一層明確である。このように(12)は(i)の策問に対応しており、また(10)・(11)の内容とも密接に関わっている⁽³⁴⁾。

以上のように、第一次「対策」の各部分は、全て「制策」中いずれかの部分に対応している。しかし第一次「対策」は、「A」の「科」と其の條を別にし、猥^{みた}すこと勿く并すこと勿かれ」という要求を完全には満たしていない。(d)には(6)が、(e)には(5)が対応しているが、これは「條」を「猥」している。また(6)の内容は(d)に対応していると同時に、(c)にも対応しており、「條」を「并」せている。さらに(i)に対応する部分は長文で、質問への回答が分割して提示されており、「條」を「猥」している。つまり第一次「対策」の全文は、基本的に「条奏」の規則に従ってはいるが、完全にはそれを満たしていない。

三、第一次・第三次「対策」の信頼性

(一) 第一次「対策」の信頼性

第一次「対策」は「条奏」の規則に完全には合致していない。しかし形式上の要求を完全には満たしていないこ

とこそ、第一次「対策」が董仲舒の呈上した対策文であることを示しているように思われる。

武帝は董仲舒の前回の対策文について、第三次「制策」の中で「文采未だ極まらず、豈當世の務めに惑うか。條貫竟まらず、統紀未だ終わらず。意えらく朕の明ならざるか、聽眩うが若きか。」⁽³⁵⁾と述べている。「條貫」は条理・筋道、「統紀」は綱領・要点のことである。つまり武帝は前回の対策文が筋立てられておらず、要領を得ないことを非難しているのである。この非難に対し、董仲舒は第三次「対策」で「前に上る所の對、條貫竟まらず、統紀未だ終わらず、辭別白ならず、指分明ならず、此れ臣淺陋の罪なり。」⁽³⁶⁾と謝罪している。「別白」と「分明」はいずれもはっきりしていることで、「辭別白ならず、指分明ならず」は「條貫竟まらず、統紀未だ終わらず」を言い直したものだと考えられる。

第三次「対策」は、このような前回の対策文の不備に対する謝罪で始まっている。その前半部分は、回答に対応する策問の文章を「冊に曰く」以下で繰り返してから、「臣聞く」という語を使用してその策問への回答を行うという、非常に整然とした体裁をもっている。これは前回の対策文の不備を非難された董仲舒が、対策文の形式や筆法を徹底的に意識して著したものにちがいない。⁽³⁷⁾

武帝の見た対策文が十分に筋立てられており、要領を得やすいものであったならば、「條貫竟まらず、統紀未だ終わらず」という非難がなされる余地はない。逆から言えば、武帝の見た対策文は、十分に筋立てられたものでなかったはずである。前節で確認したように、第一次「対策」には「条奏」の規則に合致しない部分が散在している。言い換えれば、第一次「対策」は第一次「制策」の筋道に沿って構成されていない、「條貫竟まらず、統紀未だ終

わら」ないものである。以上のような事情からすれば、第一次「対策」は少なくとも武帝の見た対策文に近いものだと考えられるのではないだろうか。

(二) 第三次「対策」の信頼性

第三次「対策」について、整然とした体裁をもつその前半部分が、董仲舒の著した対策文にちがいないことは、すでに述べた。その後半部分は、次のような文で始まっている。

陛下明惠嘉道有り、世俗の靡薄を愍れみ、王道の昭らかならざるを悼む。故に賢良方正の士を擧げ、論誼考問し、將に仁誼の休徳を興し、帝王の法制を明らめ、太平の道を建てんと欲せんとす。臣は愚か不肖にして、聞きし所を述べ、學びし所を誦え、師の言に道り、厯かに能く失すること勿きのみ。乃ち政事の得失を論じ、天下の息耗を察するが若きは、此れ大臣輔佐の職、三公九卿の任にして、臣仲舒の能く及ぶ所に非ざるなり。然り而して臣竊かに怪しむ者有り。……⁽³⁸⁾

前半部分とは異なり、ここには「冊に曰く」で始まる策問の繰り返しがなく、一見したところ後半部分に対応する策問は、「制策」の中に見えないように見える。福井氏は「陛下明惠嘉道有り」から「臣仲舒の能く及ぶ所に非ざるなり」までを「結文」とし、「然り而して」以下の文について、「董仲舒が武帝の詔策に対して奉った正式な対策文とは認定しがたい」と述べている。⁽³⁹⁾「然り而して」以下の文が、福井氏の言うように「制策」と関わりのないものであるならば、それを董仲舒の対策文と見なすことはできない。というのは、皇帝に前回の対策文の不備を非難さ

れ、冒頭で謝罪しながら、その対策文の中で再び不備を繰り返すなど、到底考えられない事態だからである。

しかし「然り而して」以前の文は、「制策」の「今子大夫既已に大道の極を著し、治亂の端を陳べり。其れ之を悉くし之を究め、之を孰つまひかにし之を復せ(40)。」という文に、完全に対応しているようにも見える。すなわち、「陛下明惠嘉道有り」から「厪かに能く失すること勿きのみ」までは「今子大夫既已に大道の極を著し、治亂の端を陳べり」に、「乃ち政事の得失を論じ」から「臣仲舒の能く及ぶ所に非ざるなり」までは「其れ之を悉くし之を究め、之を孰にし之を復せ」に、それぞれ対応する謙辞なのではないだろうか。

董仲舒は第一次「対策」で「王道」の「終」を言い、「治亂廢興は己に在り」と述べた。「今子大夫既已に大道の極を著し、治亂の端を陳べり」とはこれを指すであろう。「其れ之を悉くし之を究め、之を孰にし之を復せ」とは、政道についてもっと詳しく述べよということである。董仲舒は前者に対し、自分は武帝の高適な理想にもとづく質問に応じ、師説をそのまま述べたに過ぎないとへりくだり、後者に対しては、政事や天下のことは朝廷高官の職務であり、自分ごときの能力では追いつかないと卑下しているのである。

とすれば、「然り而して」以下の文は、「今子大夫既已に大道の極を著し」以下の要求に対応するものだと見ることができ(41)。董仲舒はこの要求に応えることは、自分の能力の及ばないことだと、ひとまず謙遜する。ここで「臣聞く」という語から答問を始めるのは不自然であり、それゆえ「然り而して臣竊かに怪しむ者有り」という語を用いているのではないだろうか。

「然り而して」以下の文は、大きく二つの部分に分けられる。第一の部分は、治世を致す支配階級の在り方を具

体的に述べる。すなわち、治世を致すには、支配階級が「上天の理」、「太古の道」に法って行動しなければならぬ。今は古にくらべ乱れ衰えており、それは「天の理」、「古の道」に背いているからである。天は牙を与えた物は角を与えず、翼を付けた物には足を二本しか与えない。つまり大きな利点を受ける者は、小さな利点を得られないというのが「天の理」である。官僚は農業や商業を行って民衆の利益を奪ったりせず、民衆の教化に専心したという古代の政道が「古の道」で、これは「天の理」の人間における現れである。⁽⁴²⁾ 第二の部分は、『春秋公羊伝』の「大一統」思想にもとづいた、儒学一尊政策の提言で、これも治世を致す具体的な方策を示したものである。これら二つの部分は、「今子大夫既已に大道の極を著し」以下の要求に、内容上よく対応していると言える。

第三次「対策」の後半部分は、形式上「条奏」の規則が守られており、内容上も第三次「制策」の該当部分とよく対応している。このことからすれば、後半部分も董仲舒の対策文と見て問題ないのではないだろうか。つまり第一次「対策」と同じように、第三次「対策」も基本的に全文が董仲舒の著した対策文だと考えられる。

四、康居の「説徳歸誼」の検討

(一) 問題の所在

第二次「対策」の真偽問題は、第二次「対策」で言われる康居の「説徳歸誼」を起点とし、これと深く関わっている。上述のように、平井氏は康居の「説徳歸誼」を、早くとも元朔三年（前一二六）以後でなければならぬとし、この記述が「対策」の「年代考察上の他の諸点」と矛盾すると考えた。そしてこのことを起点とし、第二次

「対策」には他にも疑問となる点があることを指摘して、これを「後人の擬作」ではないかと疑った。

また福井氏は第二次「対策」について、「同一の対策内において、年代的に絶対に両立しない二種類の発言が、同時に行われている」と述べている。「年代的に絶対に両立しない二種類の発言」とは、「康居の帰誼」と、「孝廉に酷似した人材察挙の実施」の献言である。⁽⁴³⁾福井氏は前者は早くとも元光二年（前一三三）、後者は遅くとも建元六年（前一三五）でなければならぬとし、その矛盾・齟齬を指摘する。そして「漢書」の成立以前に存在し、その董仲舒伝の母胎となったと推測される一定の祖本があったと想定し、その一つとして董仲舒の死後に「門弟や潮流によって整理纂輯された史料」である「董仲舒書」の存在を推定した上で、「元来、それは董仲舒とは全く関係のない作品で、彼以外の別人の対策を彼に仮託して、それを「董仲舒書」に収録した蓋然性も否定できない。」と述べている。⁽⁴⁴⁾

（二）竄入・別文説の検討

では康居の「説徳歸誼」が述べられている以上、第二次「対策」を董仲舒の対策文と見なすことはできないのであるうか。この問題に関わる意見に、竄入・別文説がある。上述のように、佐川氏は康居の「説徳歸誼」を後人の竄入と見なした。ただ福井氏は、『史記』や『漢書』など漢代の作品から多くの原典を例示しつつ、次のように述べている。

皇帝の「威徳」や武力が海外に行き渡り、四夷の賓服してきたことを自画自賛するさいに、当時、抽象的な表

現を使用するよりも、それらが実在するか否かは別として、むしろ具体的な地域名や部族名を連記する筆法が、より多用化し、一般化していったことがわかる。⁽⁴⁵⁾

第二次「対策」で康居の「説德歸誼」を述べる部分は、「至德昭然として、方外に施せり」とあるように、武帝の至徳が輝き、国外にまで及ぶことを賛美する内容をもっている。漢代ではこうした場合に福井氏の言うような筆法が多用されていたのだとすれば、武帝を賛美する文章の中で「夜郎・康居」と異域の部族名が列挙されていることに、何ら不審な点はない。このことからすれば、「康居を後人が竄入した」とは考えにくい。

またこれも上述したように、浅野氏は第二次「制策」の中に、康居の「説德歸誼」を言う一文とその前後の文に対応する策間がないことから、その部分を「後に挿入された別文」とし、それ以外を董仲舒の対策文と見なしている。ただこの部分は、皇帝の英明や至徳を賛美する文章である。皇帝を賛美する文章で、「制策」中に直接対応する部分のないものは、第一次「対策」の中にも存在する。

今陛下は貴くも天子と爲り、富は四海を有ち、致すを得るの位に居り、致す可きの勢を操り、又能く致すの資有り、行高くして恩厚く、知明にして意美しく、民を愛して士を好む。誼主と謂う可し。

この武帝を賛美する文章は、ここに続く「然り而して天地未だ應ぜずして美祥至ること莫きは、何ぞや。」以下の部分と切り離すことができない。というのは、この文章が「然り而して」以下での武帝の策間に対する回答をスムーズに導いているからである。前節で述べたように、第一次「対策」は武帝の見た対策文に近いものだと考えられる。その中にこうした事例がある以上、第二次「対策」に見える皇帝賛美の文章も、対応する策間事項がないこ

とを理由には、簡単に「後に挿入された別文」だと判断できないであろう。

ここで注目すべきは、武帝賛美の文章に続く「然り而して」以下の内容である。それは「天地未だ應ぜずして美祥至ること莫し」という現在の状況を改善するための提言である。そして前節でも引用したように、第三次「対策」にも「陛下明恵嘉道有り、……太平の道を建てんと欲せんとす。……然り而して臣竊かに怪しむ者有り。」とあった。ここでの武帝賛美は「制策」の内容と対応していると考えられる。ただ第三次「対策」でも武帝を賛美した後、自己を卑下する謙辞をはさみ、「然り而して」以下で、「古を以て今に準えるに、壹に何ぞ相速ばざるの遠きや。安くんぞ繆繆して陵夷する所是くの若き。」⁽⁴⁶⁾という現在の問題に対処するための方策が献言されている。

第一次・第三次「対策」のこうした事例から推測されるのは、「対策」中の武帝を賛美する文章は、策問に応じて現今の問題に対し発言する際の、前置きのようなものではないか、ということである。欠点を指摘して改善を促す前に、まず相手を持ち上げるとは、大いにありそうなことである。ここで改めて浅野氏が「後に挿入された別文」と判断する部分を見てみると、その部分の構成が、第一次・第三次「対策」の武帝賛美の事例と酷似していることに気づく。すなわち、「今陛下は天下を并有し、……此れ太平の致りなり。」の後に、「然り而して功百姓に加わらざるは、殆ど王心未だ加わらざるなり。」⁽⁴⁷⁾という一文が続いている。

ここでも皇帝を賛美した後、「然り而して」以下で、「功百姓に加わらず」という現今の状況を打破するための、太学設置や任官制度改革といった具体的な提案がなされている。つまり「今陛下は天下を并有し」から「此れ太平の致りなり」までは、現今の問題について論じるにあたっての前置きと考えてよいのではないだろうか。とすれば、

この部分は「後に挿入された別文」ではなく、もともと第二次「対策」に存在する文章だということになる。

(三) 康居の「説徳歸誼」の記述可能年代

ならば康居の「説徳歸誼」は、「対策」の年代考察に関わる他の諸点と、矛盾を来すと考える以外ない記述なのであろうか。ここで想起されるのは、康居の「説徳歸誼」を「誇飾」として、第二次「対策」を全て董仲舒の対策文とする富谷氏の見解である。富谷氏は「巴蜀の民に諭告」する檄文中の記載に注目したが、王先謙は『漢書補注』でこの記載に注し、「巴蜀に諭すの時、西域・康居疑うらくは尙未だ中國に通ぜず。乃ち相如誇飾の辭なり。或いは其の時偶たま通貢の事有るも、史に明文無きか。」⁽⁴⁸⁾と云う。

「巴蜀の民に諭告」する檄文の年代について、富谷氏は建元六年とし、福井氏は不明としている。⁽⁴⁹⁾ 康居の「説徳歸誼」以外の「対策」の年代考察に関わる諸点は、「対策」が武帝初期かつ建元六年以降に行われたことを示している。⁽⁵¹⁾ ゆえにこの檄文が出されたのが建元六年ならば、それが「通貢の事」にもとづく記述であると「誇飾の辭」であるとかかわらず、康居の「説徳歸誼」を人材登用制度の献言と年代的に矛盾するものと考えする必要はない。というのは、建元六年以前に康居の「通貢」という事実があったのであれば、第二次「対策」中で言われる康居の「説徳歸誼」もその事実にもとづいていると考えることが可能で、「誇飾の辭」だったとしても、少なくとも建元六年以前に康居が漢朝に知られていたことになるからである。⁽⁵²⁾

『史記』西南夷列伝によれば、建元六年、唐蒙が武帝に夜郎に官吏を置くことを進言した。これが許され中郎将

に任命された唐蒙は、夜郎へ入って夜郎侯と会見し、漢の吏を置くことを約束させた。そして『史記』司馬相如列伝によれば、このとき唐蒙は巴蜀の吏卒千人を徵發し、そのため巴郡・蜀郡も食糧輸送の人員を一万人以上徵發したが、唐蒙が軍法によって反抗者のリーダーを処刑したので、巴蜀の民衆は大いに驚き恐れた。武帝はこれを聞き、司馬相如を派遣して唐蒙を譴責させ、また巴蜀の民衆にそれが自分の意志でないことを諭させた。「巴蜀の民に諭告」する檄文はのとき出されたもので、したがって建元六年かそれ以降に出されたものである。

ではこの檄文が出されたのは、建元六年であろうか、その翌年以降であろうか。ここでまず關鍵となるのは、武帝が司馬相如を巴蜀へ派遣する発端となった、唐蒙による巴蜀の吏卒千人徵發の時期である。というのは、それが唐蒙の夜郎へ入る途上なら、檄文の発布は建元六年の可能性があるが、夜郎へ入ってから後であれば、建元六年である可能性はほとんどないと考えられるからである。そして「巴蜀の民に諭告」する檄文に以下のようにあることからすれば、唐蒙の徵發は夜郎へ入る途上で行われたと見て間違いない。

夫れ順わざる者は已に誅すれども、善を爲す者は未だ賞せず。故に中郎將を遣り往いて之を賓す。巴蜀士民各おの五百人を發し、以て幣帛を奉じ、使者の不然を衛らしむ。……今聞く、其れ乃ち軍を發し制を興して、子弟を驚懼し、長老を憂患し、郡又擅ら爲に粟を轉じて運輸すと。皆陛下の意に非ざるなり。⁽⁵³⁾

また武帝が司馬相如を派遣して唐蒙を譴責させ、巴蜀の民を諭させたというのであるから、唐蒙は譴責を受け、司馬相如が事態を收拾するまで、夜郎へ向け出發できなかったと考えられる。とすれば、「巴蜀の民に諭告」する檄文は唐蒙が夜郎へ入る以前のものだとしなければならない。唐蒙が夜郎侯に漢の吏を置くことを約束させ、都へ

帰ったのも建元六年のこととされているから、この檄文は当然、建元六年に出されたものである。以上の推論に大過ないとすれば、康居は建元六年以前に、すでに漢朝に知られていたことになる。

建元六年以前に、康居の「通貢」という事実があったかどうかはわからない。しかし少なくとも、康居は建元六年以前に漢朝に閏知されていた。とすれば、「対策」の年代考察に関わる他の諸点が、武帝初期かつ建元六年以降を示している、また第二次「対策」中の人材登用制度の献言が、福井氏の言うように建元六年以前でなければならぬとしても、康居の「説徳歸誼」という記述がそれらと矛盾すると考える必要はない。つまり康居の「説徳歸誼」という表現が建元六年以前になされ得た以上、「夜郎・康居は、殊方萬里なれども、徳を説びて誼に歸す。」という一文は、年代的に問題となるようなものではないと言えよう。

五、第二次「対策」の信頼性

第二次「対策」で問題視されるのは、康居の「説徳歸誼」だけではない。「孔子春秋を作り、先ず王を正して萬事に繋げ、素王の文を見せり。」⁽⁵⁴⁾という一文も、平井氏によつて問題視されている。⁽⁵⁵⁾平井氏は『漢書補注』に見える王先慎の以下のような説に従い、この一文を「後代の附会竄入」と見なす。

董子は生まれて西漢に當たり、必ず素王を以て孔子の自稱と爲さず。……緯書出て自り、遂に孔子自ら素王を號すの説有り。東漢之を宗とし、謬種流傳す。誣董子に及ぶは、緯書備を作るなり。⁽⁵⁶⁾

確かに、問題視される一文は孔子が素王、すなわち王位のない王として『春秋』を作ったと読める。しかしこう

した思想は、緯書の出現以前から存在していたものである。『淮南子』主術訓には孔子が素王となり『春秋』で王道を完成したとあり、『説苑』貴徳には孔子が『春秋』を作つて素王の道を明らかにしたとある。『淮南子』は董仲舒と同時代の淮南王・劉安（前一七九―前一二二）が、その幕下の学者たちに編纂させた作品で、『説苑』は董仲舒にやや遅れる劉向（前七七―前六）が、先秦・漢代の書物から故事を採録して編纂した説話集である。これらは緯書の出現以前の書物だと考えられるので、王先慎の説は成り立たず、問題の一文を「後代の附会竄入」と見なす根拠もないことになる⁽⁵⁷⁾。

また福井氏によれば、第二次「対策」の前半部分を「董仲舒に関連する対策と見なすことには、形式的にはもちろん、内容的にも支障はない」。また、「文書の視点から判断するかぎり、第二策の後半部もまた董仲舒の対策の一部と見なして、支障がないように思われるかもしれない。」しかしそこには、「その対策の形式よりも、むしろその答問の内容に数多くの不合理な点が見出される⁽⁵⁸⁾」。すなわち、ここでは「現「今」を直視し、……その暗鬱な世相を剔出する言辞が点綴」されており、また「年代的に絶対に両立しない二種類の発言が、同時に行われている」。

前節で述べたように、第二次「対策」で「年代的に絶対に両立しない二種類の発言が、同時に行われている」と考える必要はない。また第二次「対策」の後半部分には、福井氏の言うように、現今を問題とする発言が散見される。しかし第一節で述べたように、董仲舒の対策文と見て間違いない第三次「対策」の前半部分にも、そうした言辞は存在する。ゆえに、第二次「対策」の後半部分に散見される現今を問題とする発言は、「不合理な点」とは言えない。それだけでなく、こうした発言を含むことは、第二次「対策」が董仲舒の対策文である蓋然性を示してい

るとさえ思われる。というのは、これも第一節で述べたように、董仲舒がそうした発言をする人物だったと考えられるからである⁽⁵⁹⁾。

こうして見てくると、第二次「対策」は形式上も内容上も、董仲舒の著した対策文と考えて問題ないように思われる。しかしなぜ第二次「制策」・「対策」は、『漢書』董仲舒伝の中で密接に関連している第一次「制策」・「対策」と第三次「制策」・「対策」の間に置かれているのであろうか。これは最大の難問であり、これについては何も確かなことを言うことができない。ただ現存する資料からは、第二次の「制策」・「対策」が最初にあり、それから第一次・第三次の「制策」・「対策」があったという佐川氏・富谷氏・浅野氏の意見⁽⁶⁰⁾に、説得力があると思われるだけである。

第二次「対策」は形式上「条奏」の規則が守られており、内容上も第二次「制策」とよく対応している。前節で論じたように、康居の「説徳歸誼」は年代的に問題となるような記述ではない。そして本節で述べたように、平井氏や福井氏が問題視するその他の部分も、問題とならないだけでなく、董仲舒との関連を示唆しているとさえ言える。こうしたことからすれば、『漢書』董仲舒伝での「制策」・「対策」の配列に疑問が残るとしても、第二次「対策」を「後人の擬作」や「董仲舒とは全く関係のない作品」とまで想定する必要はないと言えるのではないだろうか。つまり第二次「対策」は、董仲舒の対策文と見るのが妥当だと考えられる。

おわりに

第一次「対策」には「条奏」の規則に従わない部分があるが、それはむしろ第一次「対策」が武帝の見た対策文に近いものであることを示唆している。第三次「対策」は形式的にも内容的にも問題なく、また第二次「対策」に見える康居の「説徳歸誼」という表現は、建元六年以前になされ得たもので、「対策」が年代的な不協和音をもつと考える必要もない。そして「対策」には不合理と見るべき内容も存在しない。本稿のこうした考察結果からすれば、福井氏の言うように「董仲舒書」が存在し、班固がそれを底本に『漢書』董仲舒伝を編集したのだとしても、「全三策はすべて董仲舒自身の手筆になる対策ではなく、一部はその学派による後世の附会である」という結論を導き出すことはできない。

董仲舒が武帝の策問に奉答した対策文が、『漢書』に収められるまでの間に、文字の省略や要約など、何らかの改変を受けたことは十分考えられる。しかし今日に伝わる「対策」は、基本的に董仲舒の著した対策文である蓋然性かなり高いと言えそうである。

この結論は、限定的にはあるが、漢代史の重要課題となっている「儒教国教化」問題にも関わってくる。限定的というのは、上述したように「儒教国教化」をめぐる議論が紛糾する主な原因は「国教化」の内容の不明確さにあると考えられるが、「対策」の真偽そのものは「国教化」の内容を規定する事柄ではないからである。「儒教国教化」問題を決着させるためには、そもそも「国教化」なる語は一義的な定義が可能なのか、可能だとすればどう一

義的に定義されるのか、あるいはどう一義的に定義するのが良いのか、といった根本的な問題について、真剣な議論を始める必要があるのではないだろうか。

「儒教国教化」という言葉はさまざまに定義されるが、大きく分けて、二つの全く異なる意味で用いられるようである。一つは、儒学が皇帝を頂点とする支配体制の下で、権威ある教学として承認されることで、これは「官学化」という言葉でも表される。もう一つは、儒学がそうした支配体制を根拠づけ、またその体制を含む社会全体を教導する教説となることである。儒学は、前者では体制によって権威化されるものとして、後者では体制を権威化するものとして、考えられている。

「対策」が全て董仲舒の対策文だとすると、第一の意味においてであれば、「対策」が「儒教国教化」に直接影響したと見る余地はあるだろう。というのは、武帝初年、儒学は実際にある程度権威が承認されており、またここで詳述する余裕はないが、「対策」全体からはある思想体系が見取れ、それは儒学が皇帝支配体制に呼応して構築した最初の体系だと考えられるからである。しかし第二の意味においては、「対策」の真偽がどうであれ、「対策」が「儒教国教化」に直接影響したと見るのは根本的に不可能である。なぜなら多くの研究から窺われるように、そうした状況が現実のものとなるのは、いかに早くとも「対策」が著された武帝初期からおよそ百年も隔たった、元帝期（前四八―前三三）だと考えられるからである。

このように本稿の考察結果は、「儒教国教化」が第一の意味で用いられる場合にのみ、「儒教国教化」問題に直接的に関わることになる。ただ「対策」全体から見て取れる体系的な思想は、「儒教国教化」問題とは関係なく、そ

れ自体先人の優れた思想活動の成果として、また以後の儒学の有力な源流の一つとして、軽視できない重要な意義をもつてであろう。それゆえ本稿の考察に大きな誤りがないとするならば、『漢書』董仲舒伝所載の「賢良对策」は、信頼できる資料として、少なくとも董仲舒の哲学・思想、及びその後の中国の哲学・思想や制度・文化の研究を行う上で、極めて高い価値をもっているとと言える。

註

- (1) 董仲舒の生没年ははっきりしていない。福井重雅氏は国内外三十数篇の關係論文を列挙し、董仲舒の生没年について詳細に検討しているが、「遺存の史料によるかぎり、董仲舒の生年と没年を確定することは不可能である。」と言い、「董仲舒は、……恐らく高祖・呂后年間に出生し、……武帝晩期に属する時代に死去している。……董仲舒の生没年代は、これを『不詳』とするのが、もつとも妥当な結論」だとしている。福井重雅『漢代儒教の史的研究―儒教の官学化をめぐる定説の再検討―』（汲古書院、二〇〇五）、三七―四四頁参照。
- (2) 以下「賢良对策」を「对策」と表記する。
- (3) 以下『漢書』董仲舒伝所載の武帝の制策を「制策」と表記する。
- (4) こうした見方は日本における近代的な中国哲学・思想研究の草創期から、中国哲学・思想史における常識であったと言える。遠藤隆吉『支那哲学史』（金港堂、一九〇〇）、一九五頁、同『支那思想発達史』（富山房、一九〇四）、二八二頁、中内義一『支那哲学史』（博文館、一九〇三）、一六〇―一六二頁、高瀬武次郎『支那哲学史』（文盛堂、一九一〇）、四一六―四一七頁、宇野哲人『支那哲学史講話』（大同館、一九一四）、二二六頁など参照。
- (5) 註(4) 中内前掲書に「支那に於て、儒学を国教となし、儒術を以て士を取ることに、実に此に始まる。」（一六二頁）とあるが、管見によれば、これは「国教」という言葉を用いて武帝期の儒学一尊を表現した最初の例である。なお本稿では、「儒教国教化」という言葉は広く用いられているのでそのまま用いるが、その他の場合は「儒教」では

なく「儒学」の呼称を用いる。

(6) 及仲舒對册、推明孔氏、抑黜百家。立學校之官、州郡舉茂材・孝廉、皆自仲舒發之。

(7) 例えば、平井正士氏は「西漢唯一の純儒董仲舒、その一代の名論高議に感動し、即位当初の年若き英主武帝が、傑然として茲に支那二千有余歳に及ぶ儒学国教の端を發したとなすは、単に麗しい史的要望に過ぎない」と言い、福井重雅氏は「一般に考えられているような「董仲舒の献策による儒教の官学化」などという命題は、到底成立しがたい」と述べている。平井正士「董仲舒の賢良対策の年次に就いて」(『史潮』第一一年第二号、一九四一)、一四頁、福井重雅「儒教成立史上の二三の問題―五経博士の設置と董仲舒の事蹟に関する疑義―」(『史学雜誌』第七六編第一号、一九六七)、一九頁参照。

(8) 「儒教国教化」問題をめぐる議論については、註(1)福井前掲書、二三―九六頁、渡邊義浩「日本における「儒教の国教化」をめぐる研究について」(同編『両漢の儒教と政治権力』汲古書院、二〇〇五)、二五三―二八六頁、保科季子「近年の漢代「儒教の国教化」論争について」(『歴史評論』第六九九、二〇〇八)、四四―五五頁など参照。

(9) 註(8) 保科前掲論文、四五頁参照。

(10) 註(7) 平井前掲論文、七九―一六頁参照。

(11) 今陛下并有天下、海内莫不率服、廣覽兼聽、極羣下之知、盡天下之美、至德昭然、施於方外。夜郎・康居、殊方萬里、說德歸誼、此太平之致也。

(12) 註(7) 平井前掲論文、九七―九八頁参照。

(13) 註(7) 平井前掲論文、一〇七―一〇頁参照。

(14) 註(7) 福井前掲論文、一四頁参照。

(15) 佐川修「武帝の五経博士と董仲舒の天人三策について―福井重雅氏「儒教成立史上の二三の問題」に対する疑義―」(『集刊東洋学』第一七号、一九六七)、六六―六七頁参照。

(16) 浅野裕一「董仲舒・天人対策の再検討―儒学の国教化をめぐって―」(同『黄老道の成立と展開』第三部第十章、創文社、一九九二)、六六四―六六九頁参照。

(17) 康居・西域、重譯請朝、稽首來享。

(18) 富谷至「儒教の国教化」と「儒学の官学化」(『東洋史研究』第三七卷第四号、一九七九)、一三五頁参照。

(19) 註(1) 福井前掲書、二七九―三〇七頁参照。

(20) 福井重雅「漢代対策文書の研究―董仲舒の対策の予備的考察―」(同『陸賈「新語」の研究』汲古書院、二〇〇二)、二〇〇―二四四頁参照。福井氏は「策問の原文を項

目ごとに「条奏」し、逐次「覆奏」したのちに、「臣聞く」と発言して、最後に「小結」の体裁をとるという方法（二二二頁）があったとしている。

(21) 註(1) 福井前掲書、三三七—三八六頁参照。

(22) 吉永慎二郎「董仲舒対策における「天」と「命」——「儒教国教化」の思想的構造への一考察」(加地伸行博士古稀記念論集刊行会編『中国学の十字路口』研文出版、二〇〇六、二五〇—二五二頁参照。

(23) 註(1) 福井前掲書、三六四頁参照。

(24) 註(1) 福井前掲書、三六四—三六七頁参照。

(25) 註(1) 福井前掲書、三七五頁参照。

(26) 『史記』儒林列伝及び『漢書』董仲舒伝参照。

(27) 古者修教訓之官、……今世廢而不脩、亡以化民、民以故棄行誼而死財利、是以犯法而罪多、一歲之獄、以萬千數。

(28) 註(1) 福井前掲書、三六五頁参照。

(29) 註(7) 平井前掲論文、九八一—〇二頁参照。

(30) 『春秋』にもとづく災異思想が董仲舒の学問や思想の特徴であることは、『史記』儒林列伝や『漢書』五行志の記載などから容易に確認できる。

(31) 福井氏もこれらの部分是对策文の書式にほぼ従っており、「董仲舒の行ったとされる対策と無関係ではない」と

する。註(1) 福井前掲書、三三七—三四一頁参照。

(32) 浅野氏もこのように考えている。註(16) 浅野前掲論文、六五四—六五九頁参照。

(33) 顔師古はここに注し、「口不道忠信之言爲嚚、心不則德義之經爲頑。抵、觸也。冒、犯也。殊、絶也。扞、距也。」と言ふ。

(34) (10)・(11)・(12) に共通する道徳的な教化の重視は、

儒家の伝統である。次節で述べるように、第三次「対策」

の前半部分は、武帝の策問に完全対応しており、問題なく

董仲舒の対策文と見なせるが、そこにも「古者修教訓之官、

務以惠善化民、民已大化之後、天下常亡一人之獄矣。」「

王者上謹於承天意、以順命也。下務明教化民、以成性也。」

などと、教化を重視する内容が見られる。

(35) 文采未極、豈惑虐當世之務哉。條貫靡竟、統紀未終。

意朕之不明與、聽若眩與。

(36) 前所上對、條貫靡竟、統紀不終、辭不別白、指不分明、此臣淺陋之罪也。

(37) 第三次「対策」の前半部分は、福井氏の導き出した漢

代対策文の形式に完全に合致している。それゆえこの部分

について、福井氏は「董仲舒の執筆に関連する対策と認定

してまちがいない」と述べている。註(1) 福井前掲書、

三五七—三六一頁参照。

(38) 陛下有明憲嘉道、愍世俗之靡薄、悼王道之不昭、故舉賢良方正之士、論誼考問、將欲興仁誼之休德、明帝王之法制、建太平之道也。臣愚不肖、述所聞、誦所學、道師之言、履能勿失耳。若乃論政事之得失、察天下之息耗、此大臣輔佐之職、三公九卿之任、非臣仲舒所能及也。然而臣竊有怪者、……

(39) 註(1) 福井前掲書、三六二—三六三頁参照。

(40) 今子大夫既已著大道之極、陳治亂之端矣、其悉之究之、孰之復之。

(41) 淺野氏もこのように見ている。註(16) 淺野前掲論文、六六〇—六六四頁参照。

(42) 第三次「対策」の前半部分には「聖人法天而立道」とあり、「道之大原出於天、天不變、道亦不變。」とある。

「道」とは「天」を根拠とする不変の道理で、「堯道」とも呼ばれ、王者の従うべき正道である。後半部分に見える「天の理」と「古の道」の関係は、前半部分で言われる「天」と「道」の関係と相通している。

(43) 註(1) 福井前掲書、三五〇—三五六頁参照。

(44) 註(1) 福井前掲書、三六八—三七八頁参照。

(45) 註(1) 福井前掲書、三一八頁参照。

(46) 以古準今、壹何不相逮之遠也。安所繆鑿而陵夷若是。

(47) 然而功不加於百姓者、殆王心未加焉。

(48) 喻巴蜀時、西域・康居疑尙未通中國、乃相如夸飾之辭。或其時偶有通貢之事、史無明文耶。

(49) 註(18) 富谷前掲論文、一三五頁参照。

(50) 註(1) 福井前掲書、三五二頁参照。

(51) 註(7) 平井前掲論文、八一—九五頁参照。

(52) 康居の「通貢」の事実がなかったとしても、康居が知られていたのであれば、康居の「說德歸誼」という記述はなされ得たと考えられる。康居の「說德歸誼」を述べた部分は、皇帝の至徳が方外へ及ぶことを賛美するものである。上述のように、福井氏によれば、このような場合、漢代では「それらが実在するか否かは別として」、「具体的な地域名や部族名を連記する筆法」が多用化・一般化していた。実在しない地域名や部族名すら持ち出されていた以上、同様の場合に、すでに知られている部族名を持ち出すことは、たとえその部族が未だ「徳を説びて誼に歸」し「譯を重ねて朝を請」うていなくても、十分にあり得たはずである。

(53) 夫不順者已誅、而爲善者未賞、故遣中郎將往賓之、發巴蜀士民各五百人、以奉幣帛、衛使者不然。……今聞其乃發軍興制、驚懼子弟、憂患長老、郡又擅爲轉粟運輸、皆非

陛下之意也。

(54) 孔子作春秋、先正王而繫萬事、見素王之文焉。

(55) 註(7) 平井前掲論文、一〇九頁參照。

(56) 董子生當西漢、必不以素王爲孔子自稱。……自緯書出、遂有孔子自號素王之說、東漢宗之、謬種流傳、誣及董子、緯書作備也。

(57) 孔子が素王として『春秋』を作ったという思想が同時代に存在していた以上、『春秋』博士の董仲舒がそれを知らなかつたとは考えられない。とすれば、「孔子作春秋、……見素王之文焉。」という一文を、董仲舒に関係していると見たとしても問題はないであろう。

(58) 註(1) 福井前掲書、三四九—三五〇頁參照。

(59) 第二次「対策」の中には、他にも董仲舒独自の思想と一致する内容が見られる。第三次「対策」の前半部分に、

「改正朔、易服色、以順天命而已。」とある。天命を受けて新たに開かれた王朝は、「正朔を改め、服色を易え」るなどの制度改革を行い、天命が改まったことを示さなければならぬ。董仲舒は制度の改新を天命を受けることと一組の要素と考えるのであるが、こうした思想は彼以前の天命に関する思想には見られないものである。第二次「対策」に「故春秋受命所先制者、改正朔、易服色、所以應天也。」とあるのは、この思想と完全に一致している。

(60) 註(15) 佐川前掲論文、六六頁、註(18) 富谷前掲論文、一三五頁、註(16) 浅野前掲論文、六六九頁參照。

(61) 註(1) 福井前掲書、三七八頁參照。

(臺灣輔仁大學哲學系博士生)